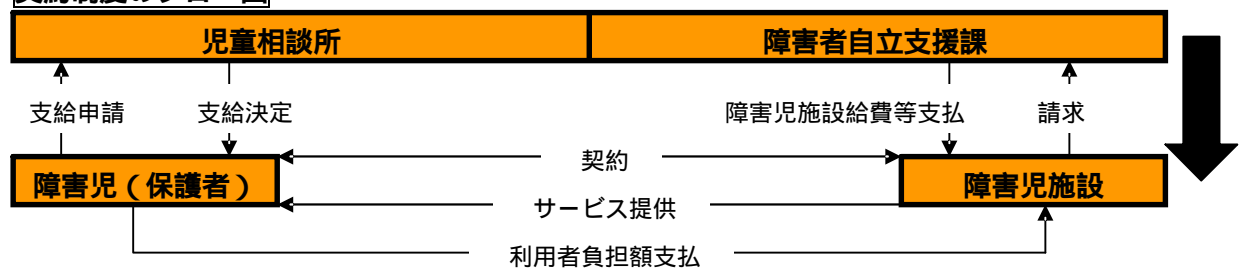


## 障害児施設の契約制度への移行について

- (1) 障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、障害児施設におけるこれまでの措置制度は、本年10月から、原則、保護者（加齢児は本人）が障害児施設と契約を結びサービスの提供を受け、都道府県・政令市・児童相談所設置市がこれに係る費用を障害児施設給付費（月額払い）として給付する契約制度へ移行する。
- (2) 利用者負担は、これまでの所得に応じた応能負担（市が徴収）から、原則、サービスの利用に要する費用の1割を負担する応益負担（施設が徴収）へ移行するが、所得区分の認定による負担上限月額の設定や各種減免措置等がある。
- (3) これまで、医療型施設と入所施設にあった公費負担医療制度（受診券）は廃止され、7割の保険者負担部分を除く3割が自己負担となる。（ただし、医療型施設へは、2割の障害児施設医療費を給付、残りの1割についても市単の心身障害者医療費助成事業で償還払いにより助成）
- 医療型施設 第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設  
重症心身障害児施設、指定医療機関
- (4) これまで、障害児施設に入通所していた児童については、10月1日までに障害児施設給付費の支給決定（併せて利用者負担額の確定）を行い、受給者証を交付する。
- (5) 障害児施設給付費の支給決定を受けた者は、施設と利用に係る契約を締結し入通所する。

### 契約制度のフロー図



### 医療型施設の利用者負担

【～9月】所得に応じた応能負担（措置費の0～100%）

| 人件費等 | 医療費（受診券） | 食費等 | 日常生活費等 |
|------|----------|-----|--------|
|------|----------|-----|--------|

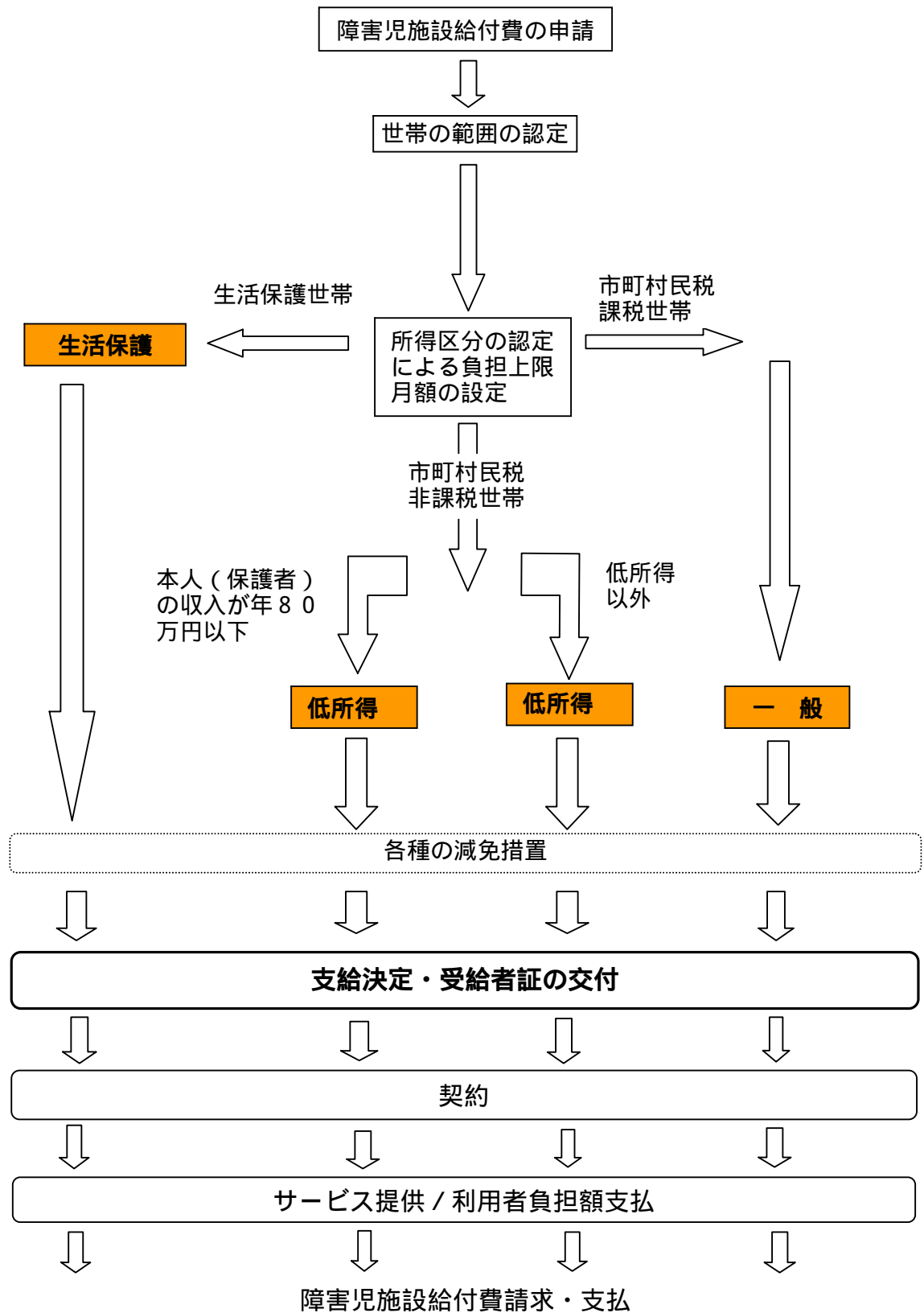
【10月～】原則、1割負担（網掛け部分。ただし、各部分ごとに上限額設定・減免措置あり）

| 福祉部分       |        | 医療部分   |        | その他    |         |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 90/100     | 10/100 | 70/100 | 20/100 | 10/100 | 100/100 |
| 【障害児施設給付費】 |        | 保険者負担分 |        |        |         |

【障害児施設医療費】

市単の心身障害者医療費助成事業で償還払いにより助成

## 障害児施設の契約制度 フロー図



### 世帯の範囲の認定

障害児施設給付費の支給決定を受けた者（１８歳未満は保護者、１８歳以上は本人）の属する住民基本台帳上の世帯

ただし、１８～１９歳については、保護者の属する住民基本台帳上の世帯（所得区分の低所得の８０万円の収入をみる際は、本人の収入でみる）

### 利用者負担に関する配慮措置

#### ○ 所得区分の認定による負担上限月額の設定

世帯の収入に応じて、以下の４区分に設定

| 区分   | 世帯の収入状況                          | 負担上限月額  |         |
|------|----------------------------------|---------|---------|
|      |                                  | 福祉部分    | 医療部分    |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                         | ０円      | ０円      |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯<br>本人（保護者）の収入が年８０万円以下 | １５,０００円 | １５,０００円 |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯<br>低所得 以外             | ２４,６００円 | ２４,６００円 |
| 一般世帯 | 市町村民税課税世帯                        | ３７,２００円 | ４０,２００円 |

医療部分の負担は、医療型施設を利用する場合のみ適用

- 各種の減免措置
- 高額障害児施設給付費の支給
- 生活保護への移行防止

# 利用者負担に関する配慮措置（障害児施設）

## 福祉型

## \* 医療型

入所施設(20歳以上)

入所施設(20歳未満)

通所施設(20歳未満)

入所施設(20歳以上)

入所施設(20歳未満)

通所施設(20歳未満)

定率負担(福祉部分)

負担上限月額設定

個別減免

社会福祉法人減免

高額障害児施設給付費

定率負担(医療部分)

負担上限月額設定

医療型個別減免

社会福祉法人減免

②福祉

①福祉

高額障害児施設給付費

負担上限月額設定

③医療

②医療

医療型個別減免

食費等

補足給付

人件費相当分  
減額経過措置

標準負担額

医療型個別減免・低1・2

人件費相当分  
減額経過措置

①食費

③食費

生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

\* 療養介護も医療型(入所)と仕組みは同じ。

☆ ①～③は負担の際の優先順位。